

令和 2 年 7 月 8 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03323

研究課題名(和文)日本の環境外交の包括的検証：駆動要因と効果性の分析

研究課題名(英文)The Comprehensive Study of Japan's Environmental Diplomacy: Analyses of Driving Forces and the Effects

研究代表者

阪口 功 (Sakaguchi, Isao)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：60406874

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、冷戦終焉期に活発に展開された日本の環境外交が、なぜ21世紀に入り停滞するようになったのか、またなぜ日本のイニシアチブは締約国会議・国際機関の設立といったシンボリックな行動に終わりがちで、継続的・発展的な取り組みを示すことが難しい構造的な原因を大気(気候変動、オゾン、酸性雨)、有害物質(バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、水俣条約)、生物多様性(熱帯木材機関、ワシントン条約、ラムサール条約、生物多様性条約)など事例横断的に分析したものである。分析の結果、日本の閉鎖的な官僚制度が、日本の環境外交の継続的・発展的な取り組みを大きく制約していることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

事例横断的研究により、日本の閉鎖的な官僚制度(極端な先例拘束主義とセクショナリズム)により、条約の国内実施が最小限になりがちであり、それが背景となり、条約に積極的に関与し続けることが困難であることが明らかになった。これは、政官財の鉄のトライアングルの有無にかかわらず観察された一般的傾向であった。つまり、日本は国際環境規範にあわせて国内法制度を発展的に変更していくことが極めて困難な国なのである。同様の傾向は、経済省庁があまり関与しない人権・人道分野でも観察されている。本研究により日本のミドル・パワー外交の手足を縛る国内政治制度上の一般的に制約が明らかになるという成果が確認された。

研究成果の概要(英文)：At the end of the Cold War, Japan started to actively engage in environmental diplomacy. However, Japan showed a passive stance in the 21st century. Japan's past initiatives also tended to end with symbolic behaviors such as hosting conferences of parties and international environmental organizations. In majority of cases, Japan failed to engage in environmental cooperation in a consistent and progressive manner. This study tried to clarify the factors and structures that restrained and impeded Japan's environmental initiatives, through multiple case analyses including atmospheric issues (climate change, ozone, acid rain), hazardous materials (Basel Convention, Rotterdam Convention, Stockholm Convention), and biodiversity-related issues (ITTO, CITES, Ramsar Convention, and CBD). Through the analyses, we found that Japan's closed bureaucratic system is a crucial factor behind the lack of progressive and persistent engagement.

研究分野：国際関係、地球環境ガバナンス、脱国家行為主体論

キーワード：国内政治 官僚制度 知識共同体 ミドルパワー 学習 規範 NGO 鉄のトライアングル

1. 研究開始当初の背景

1980年代中頃、日本は、熱帯雨林の破壊、象牙の違法取引、フロンガスの生産の拡大、大規模流し網漁による破壊的漁業など、他国や生態系への悪影響を無視した行動により国際的な批判を集めた。こういった行動は冷戦の終焉による終わりを迎えた。日本は戦略環境の変化に対応して、地球環境問題でリーダーシップを発揮することで国際的な名声を希求するようになったからである。すなわち、1989年のアルシユサミット、1992年のリオサミットでの巨額の環境ODAの約束、ワシントン条約COP8(1992年)、ラムサール条約COP5(1993年)、国連気候変動枠組み条約COP3(1997年)の招致、UNEP国際環境技術センター(1992年)の設立、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の設立準備(1993年から、正式発足は2000年)などのイニシアチブである。しかし、21世紀に入ると、日本の国力の低下により国際システムの観点からは名声の必要性は高まっていたにもかかわらず、環境外交は停滞するようになる。2008年の洞爺湖サミットの際には福田ビジョンの発表、生物多様性条約のCOP10(2010年)招致表明に見られるように、再活性化の兆しが見られたが、一過性の外交に終わった。1990年代に取られた環境外交上のイニシアチブも、一部のケースを除き、シンボリックな行動にとどまり、条約の理念や目的を推進するための積極的な、継続的な関与は見られなかった。つまり、日本の環境外交の効果は非常に限定的なものに留まったのである。

冷戦終焉期における日本の環境外交研究については、ミドルパワー外交の視点から展開されるものがほとんどであったが、研究代表者が日本の環境外交が、ミドルパワー外交の要素を持ちながらも、その起源においてNGOや公害を経験した地方自治体などのボトムアップの諸力により導かれていたことを解明したことで解消され、日本の環境外交研究の新たな地平が広がった(阪口功(2011)「日本の環境外交」『国際政治』166号)。また、日本以外の国に目を向けると、既存の環境外交研究は、特定のケースに関するものがほとんどであり、国家の環境外交の展開を歴史的にまた事例横断的に分析したものが乏しかった。

2. 研究の目的

以上のことから、本研究では、ブラウンイシュー、グリーンイシューにまたがる多数のケースについて、国際システム、国家(国内政治)、社会(学習)に基づく多角的な分析を行うことで、日本の環境外交の駆動要因と阻害要因、また環境外交の効果を明らかにしようとした。中心的な問いは、日本の環境外交がなぜシンボリックな行動にとどまりがちなのか、なぜ継続的・進歩的にイニシアチブを取ることが難しいのか、なぜ国際環境規範を内面化できないのか、である。

3. 研究の方法

本研究における主要な変数は、国際システム要因(戦略環境、日本の相対的なパワー)、国政政治要因(鉄の三角形・規制の虜、政官関係、官僚制度)、社会要因(科学、NGO、世論)であった。日本を取り巻く戦略環境については、アメリカの日本の安全保障へのコミットメントの程度、東アジア諸国との緊張関係により定義され、1990年代から2010年代にかけて好ましくない状態が続いていた。日本の相対的なパワーは、吉田ドクトリンにより日本は軽武装・経済中心主義を取った結果、軍事イシューでは影響力は非常に限られているとの観点からミドルパワーと位置づけた。また、1990年代初めから日本の経済力は継続して低下しており、経済的にもミドル化が進行していると判断した。東アジアの不安定な戦略的環境と日本の相対的なパワーの観点から日本は外交上の名声に対するニーズは冷戦終焉後一貫して高まっていたと言える。しかし、日本の環境外交は同じミドルパワー諸国で活発な環境外交を展開したEUやノルウェーのような進化を見せることなく、不活性化していき、最近では退行とすら呼べる状況となっている。

以上のように、国際システム要因では説明できない日本の環境外交の停滞については、国内政治要因、あるいは社会要因によって説明できる可能性がある。前者については、第一に、規制する側が規制される側の業界に取り込まれてしまう「規制の虜」が発生していた場合、あるいは伝統的な政財官の「鉄のトライアングル」が存在していた場合に日本の環境外交は停滞すると想定した。第二に、他国と比べて政策形成上の官僚の影響力ないし官僚への依存が大きな日本においては、日本独特の閉鎖的な官僚機構システム(極端な先例拘束主義とセクショナリズム)が日本の環境外交とその効果の阻害要因となる可能性があると考えられた。小泉政権の頃から次第に政治主導ないし官邸主導の傾向が強まっているが、政権の重要アジェンダにない政策については依然として官僚が政策形成の中心を担うと考えられた。先例拘束主義については、とある元官僚をして「先例がすべてである」と言わせるほどである。政治任用が欠如する日本独特の任用制度と「法の番人」と呼ばれる内閣法制局の極めて厳格な法案の事前審査が、極端な先例拘束主義を支えている。極端なセクショナリズムは、端的には「省益あって国益なし」と呼ばれる日本の官僚の行動原理を指す。この省益偏重は、採用が省毎に行われ、人事(昇進)は各省にかなりの自律性が認められていたが背景にあったが、法案の提出には省庁間の満場一致が要求されるため(事務次官会議と閣議の二段階にて)、制度的にセクショナリズムが保証されていた。すなわち各省庁に事実上の拒否権が与えられているに等しい。特に地球環境問題では、関係する経済省庁との広い総合調整が要求されるため、国内措置が要求される問題では、日本は外交上のイニシアチブを発揮しにくい。

最後の社会要因については、内閣府の環境に関する世論調査および統計数理研究所の国民意

識調査により、環境を重視する国民意識に変化がないことを確認したため、分析を科学の側面に絞ることとした。ケースによっては、日本の NGO が顕著な働きを示していることもあるが、一般的に日本の NGO は会員数が小さく、資金力に欠けることはよく知られている。他方で、パワフルな NGO を多数抱えるアメリカが冷戦終焉後に成立した多国間環境条約にほとんど参加していないこと（京都議定書、パリ協定、生物多様性条約など）、日本と同じように NGO セクターが発展していないノルウェーが継続的で進歩的な取り組みを環境外交で展開している。よって、地球環境問題では、科学が政策決定者ないし政府の学習を促進する中心的要素であると判断し、科学と政策の関係の分析にフォーカスを当てることとした。科学の分析では、脱国境的な知識共同体ないし科学共同体への日本の科学者の参加および共同体における共有された理解または一致した知識の形成を分析した。すなわち、日本の科学者の参加が乏しい場合、また共有された理解ないし一致した知識が形成されていない場合は、学習が進展しないと想定した。

4. 研究成果

国内政治および社会要因の分析の結果判明したことは、日本の環境外交は、鉄のトライアングル・規制の虜が存在しない場合でも（EANET、生物多様性条約、ワシントン条約）科学的な共有された理解・一致した知識が形成されていた場合でも（ワシントン条約における水産提案に対する FAO の勧告、IPCC の政策決定者向けサマリーのコンセンサスでの採択）日本の環境外交は継続的・進歩的な取り組みを示すことができないことが明らかになった。比較的進歩的な取り組みは、国内の環境規制が条約の要求よりも厳格ないし同等である場合（水俣条約、BRS3 条約）に見られた。このことは、いかに国内制度上の制約を日本の環境外交が受けているかを示すものである。以下、主要なケースについて若干の解説を加える。

ブラウンイシュー：大気系

気候変動問題では、日本はオゾン外交での出遅れを反省して、1989 年の頃から積極的に取り組んでいた。環境庁（環境省）にとどまらず、自民党の有力議員、外務省も積極的に関与していた。COP3 を京都に招致したのも重要な議定書が採択されることを見越してのものであり、名声を希求しての行動と言えた。気候変動問題では、経団連（大手電力会社も中心メンバー）、自民党商工族、経産省による鉄のトライアングルがブレーキをかける働きをしていた。しかしながら、COP3 では橋本総理の政治判断により、通産省の反対を抑えて京都議定書の妥結に成功する。その後、アメリカの離脱により、主導権は環境省から経産省に移り、議定書の実施のほとんどをカーボンシンクなどの京都メカニズムにより担保することとなった。環境省は、義務的な排出量取引制度や炭素税の導入を実現しようとしたが、自民党政権下ではいずれも失敗に終わった。経済省庁に事実上の拒否権が与えられているなかで、政治による高いレベルからの総合調整が働かない場合は、環境省にできることは限られていた。結果として、自主的、試行的な排出量取引の実施と（脱官僚の民主党政権期に）極めて軽い炭素税を導入するにとどまった。パリ協定交渉でも削減目標の提出が大幅に遅れ、非常に低い目標にとどまった。東日本大震災で原発が停止するなか、再生可能エネルギーの普及に力を入れてこなかったことがおおきく影響していた。再生可能エネルギー関係事業者は新規事業者が多く、鉄のトライアングルの外に置かれていた。日本では、アメリカなどとは異なり、気候科学懐疑論はメディアに流布することはなく、国民も IPCC の分析に高い信頼を置いていた。にもかかわらず、国内での議論は、温室効果ガスの削減コストに力点が置かれており、気候変動枠組条約の会議で議論されているような、2 度までの気温上昇に抑えるにはどの程度削減する必要があるのかという観点では形成されていない。背景には、IPCC の作業部会 I（気候システム）、作業部会 II（適応）、作業部会 III（緩和）に送り込む専門家を、それぞれ気象庁、環境省、経済産業省が縦割り指名していたことがある。結果として、気候変動の緩和措置（＝温室効果ガスの削減）を議論する作業部会 III に参加した日本の専門家は、国内で削減コストを強調する傾向があり、積極的な緩和措置を促すことができなかった。科学と政策のインターフェースのプロセスのガバナンスに問題があったと言える。

オゾン層破壊問題に対する日本の対応は、1980 年代中頃は後ろ向きであった。通産省（当時）が消極的な姿勢をとるなか、環境庁が省庁間調整においてその抵抗を乗り越えられなかったことが原因である。自民党が地球環境問題に目覚めるのは、竹下登総理が G7 サミットに参加した 1988 年からであるため、高いレベルの政治家の関与による総合調整は期待できなかった。しかし、1987 年のモントリオール議定書締結以降はその義務を忠実に遵守していった。代替物質の開発に成功し、フロンガスの削減コストが大きく抑えられたことが大きい。2000 年代以降、日本は締約国会議では静かな参加者となっていった。既に日本のフロンメーカーの大半が外資系企業の系列となっており、政府に圧力をかける強力な業界団体も存在しなくなっていた。他方で、国内規制は議定書の義務を上回るレベルで実施されるようになっていたので、条約会議で交渉を主導する役割も果たしえたが、そのような行動は見られなかった。政治家にとって政治的に魅力あるテーマではなく、国際的に見ても既に沈静化したアジェンダであったため、環境省や外務省としても積極的に何かしようとする動機に欠けていたものと考えられる。

EANET は、リオサミットのアジェンダ 21 の提言を受けて、日本の提案で始まったものであり、国際的な名声がその動機の 1 つであった。2001 年に正式発足してから 19 年経つが、各地域で SO_x と NO_x のモニタリングを行うのみであり、越境大気汚染のソース・レセプター関係のモデリング、他の重要大気汚染物質にスコープを拡大することもできていない。長距離越境大気汚染条約が SO_x と NO_x から他の汚染物質へとスコープを順次拡大していったのとは対照的である。EANET

の停滞の 1 つの大きな原因として、当初運営が日本中心になりすぎて東アジアの協力プログラムと言うよりも日本のプログラムであるとの印象を与えてしまったことがある。また、2009 年には韓国が主導する日中韓共同の大気汚染物質長距離越境移動 (LTP) プロジェクトを EANET に統合する提案が韓国からなされたが、日本は現状の形で EANET の方が望ましいとして拒否していた。LTP は既に PM2.5 やオゾンにまでスコープを広げ、ソース・レセプターのモデリングも実施していた。LTP の統合は EANET の発展にも寄与するものと見られたにも関わらず、現在のところ環境省として停滞する EANET をどのようにしたいのか方向性が見えない。背景には官僚機構的な不活性 (毎年予算を獲得し、規定のプログラムを実施し続ける) が働いている可能性がある。また、EANET のケースでは日本の科学者が臨海負荷量マップを作成しながらも公開を控えるなど、政策に関わる科学的インプットの提供に消極的な姿勢をとっていたこともマイナスに作用していた。ここでも、科学と政策のインターフェースが効果的に機能しなかった。

ブラウンイシュー : BRS3 条約、水俣条約

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約 (1989 年) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (1998 年) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (2001 年) は BRS3 条約と呼ばれている。日本はいずれも比較的早期に批准した。バーゼル条約について日本は、1995 年に採択された BAN 改正を批准しておらず、当初は傍観者のスタンスをとっていた。しかしながら、その後は廃棄物処理ガイドラインの草案作成で重要な役割を果たすなど、積極的な関与も見られるようになった。ロッテルダム条約についても、日本は傍観者の態度をとってきた。日本は他の先進国と同様に、より厳格な FAO 農薬の流通及び使用に関する国際行動規範、UNEP 国際貿易の対象となる化学物質に係る情報交換に関するガイドラインを採用していたため、特段の対応が必要にならないことが影響していたとみられる。ストックホルム条約については、カネミ油症事件を受けて化審法を 1973 年に制定し、条約義務よりも厳しい国内措置を導入していた。POPs Review Committee には日本の専門家が長期に渡り継続的に参加し、中心的な役割を担っていたことが、政府の積極的な姿勢 (報告などのルールの遵守) に繋がっていた。PCB の一種であるペンタクロロフェノール (PCP) の規制を EU が提案した際には、残留性の低い PCP が残留性の高いペンタクロロアニソール (PCA) のソースであるので POPs たりえることを示す分析の実施とデータの提供を日本が行い、条約の規制の発展に貢献した。

水俣条約 (2013 年) では、条約締結会議を水俣に招致したように、積極的な環境外交上のイニシアチブがとられた。もっとも、条約草稿作成のための政府間交渉委員会設置前は法的拘束力のない文書の採択も望むなど一歩引いた対応であった。しかしながら、2007 年頃から日本の交渉姿勢は積極的なものに変化し、水俣の悲劇を繰り返さないために、その経験を途上国と共有する意思を示し、アジア太平洋地域のコーディネーターとなり、同地域のインフォーマル会合を開催するなど主体的なイニシアチブをとるようになる。2010 年には鳩山由紀夫総理が水俣病犠牲者慰霊式に出席し、水銀条約に水俣の名前を冠するよう日本政府が取り組む意思を公表した。条約交渉中は製品と製造過程に関する条文や例外項目リストを EU やジャマイカと協力して作成した。また、コーディネーターの役割から、反対の立場をとるインドと中国に外務省および環境省の職員を派遣し説得を試みるなど、ホスト国としての責任を果たそうとした。条約締結後も、水銀廃棄物のガイダンス文書の作成のための会合で議長を努め、同文書の草稿作成と採択において重要な役割を果たしていた。また、MOYAI イニシアチブを発表し、条約の早期発効のために GEF を通じて途上国を支援するなど条約の目的の実現のために積極的な関与を継続してきた。水銀規制については国内ですでに厳格な規制措置がとられていたため、条約への参加に国内的な制約が弱かったと言えるが、BRS3 条約と比べて日本の貢献が顕著なのは条約締結会議のホスト国であったことが大きいと言える。京都議定書や名古屋議定書では、省庁間の合意形成に多大な時間を費やし、批准が大幅に遅れ、ホスト国としての面目を保てなかった。追加の国内措置が特段要求されない水俣条約には省庁間の協議に多大な時間を費やす必要はなかった。このことは、国内ですでに条約と同水準ないしより厳しい規制が導入されている場合は、会議招致のようなシンボリックな外交行動を超えた継続的・積極的な関与が可能となることを示唆した。

グリーンイシュー : ワシントン条約、生物多様性条約

ワシントン条約では、外務省の考案により COP8 (1992 年) を京都に招致し、ホスト国としての責任を果たすことで、ワシントン条約での悪評を改善しようとした。実際、世界最多を誇った留保は、鯨種以外はすべて撤回され、またワシントン条約 (および生物多様性条約) の国内実施を促進するために種の保存法も制定された。COP8 では野生生物の取引の利益の認識に関する決議、新付属書修正基準の作成に関する決議の成立に積極的に関与した。前者は持続的利用の規範の確立、後者は科学に基づく付属書修正の決定を導こうとするものであった。しかしながら、日本の条約への関与は大西洋クロマグロの付属書 掲載提案で注目を集めた COP15 (2010 年) 以降大きく後退することになる。第一に水産種の提案について、日本の全面的な関与により成立した水産特別基準に基づく FAO の勧告を日本が全面的に無視するようになったことである。提案のほとんどが持続的利用を確実にする付属書 掲載提案であったにもかかわらず、これは、水産提案に水産庁が排他的管轄権を有することによって起きたものである。つまり、セクショナリズムの結果であった。FAO の勧告は基本コンセンサスで採択され、水産研究・教育機構の科学者が中心メンバーとして参加しているにもかかわらず無視されていた。また、アフリカ象について COP10 (1997 年) でジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、COP11 (2000 年) で南アフリカの個体群

は付属書 に戻され、日本（1999年、2009年）と中国（2009年）に1回限りの条件で輸出が許可されたが、2009年以降中国市場への輸出を目的とした密猟が横行したため、COP17(2016)で、密猟、違法取引に寄与している国内市場の閉鎖決議がコンセンサスで採択された。中国、台湾、タイなども国内市場を閉鎖した。日本から中国への違法な輸出が相次いだため、日本の対応が注目を集めたが、日本の自然保護法制には「財産権の尊重」規定が先例としてあり、種の保存法にも盛り込まれたため、閉鎖ないし厳格な規制を敷くことができなかった。批判を受けるたびに、増分主義的に「未加工象牙の登録制度」、「業者保有象牙の登録の義務化」、「条約前の例外措置の乱用を防止するためのアイソトープ分析の義務化」が導入されたが遅すぎた対応であった。

日本は、生物多様性条約の国内実施を推進するために、2008年に生物多様性基本法を議員立法で採択し、COP10では脱官僚を唱えた民主党政権のもとで、先進国と途上国の対立で決裂寸前となった名古屋議定書を受結に持ち込む重要な役割を果たした。愛知目標（2020年を達成年度とする20の目標）についてもホスト国として提案を行い、その成立に積極的に関与していた。しかしながら、名古屋議定書の批准については関係6省庁間でのコンセンサス形成に膨大な時間を費やすことになり、愛知目標が発効目標年度とした2015年に間に合わなかった（批准は2017年）。また、業界の意向などを踏まえ、立法措置を回避し、他国と比較してもスコープが限定的なABS指針による国内実施にとどまった。愛知目標の実施状況についても、その大部分について「不十分」との評価報告になっていた。なかには、海洋保護区の10%目標の達成に見られるように、保全的要素が弱い漁業関連法規による指定海域を海洋保護区として参入することで、名目的に目標達成を図る場合も見られた。環境省がレッドリストに掲載する絶滅危惧種は、2013年の3597種から2020年には3772種と増加している。環境省の努力により種の保存法の国内希少種に指定された種も89種から356種へ大きく増加したが、同法で保護区に指定されたサイトは9のみまで増えなかった。財産権の尊重規定のため保護区指定のハードルが高い。こうして、海も陸地も生物多様性損失の最大要因である生息域の破壊を防ぐ措置を効果的にとれないままである。生息域の保全を促進するために法令を抜本的に改正するには、国土交通省や農林水産省の同意、さらには内閣法制局の審査もクリアする必要があるためにハードルは非常に高い。

グリーンイシュー：ラムサール条約、国際熱帯木材機関

日本の環境外交がシンボリックな行動にとどまり、継続的・進歩的な取り組みが見られない傾向が強いなか、ラムサール条約は、COP5(1993年)の釧路招致を契機に、国内で、またアジアでのラムサール条約の普及が進む。COP5招致決定時(1989年)にはわずかに登録湿地が3つであり、登録湿地が少ないことを国会で指摘された際も、環境庁は日本だけが少ないわけではないと非常に消極的な答弁に終始していた。COP5開催に合わせてようやく9カ所に増加した。COP7(1999年)では日本は2005年までに登録湿地を倍増させる決議を支持し、期限までに登録湿地を3倍に増加させた。2020年現在は52カ所を記録している。環境省は登録湿地を増加させるために、「日本の重要湿地500」を2001年に発表し、また締約国会議の場で条約事務局長から直接登録湿地証を自治体代表者に手渡すセレモニーを企画するなどの起業家的行動をとっていた。さらに、隔年開催のアジア湿地シンポジウムを通じてアジアでの条約普及をはかる、COP10(2008年)では、韓国と水田決議を共同提案する、東アジア・オーストラリア・フライウェー・パートナーシップの設立を主導するなどの継続的・発展的な取り組みが見られる。

もっとも、条約批准時(1980年)に外務省は条文を鑑みて鳥類にとって重要な湿地の保全に限定するのではなくスコープを広くとるよう助言したが、環境庁は既存の鳥獣保護法を担保法とし、鳥類の生息地以外に条約実施のスコープを広げようとしなかった。ようやく2012年に登録した9湿地において、自然公園法や河川法(1997年改正で環境保護の要素を付加)に基づく条約が見られるようになった。しかしながら、台湾や韓国のように湿地保全法を制定することはなく、既存の法制度に基づくリーガル・ミニマリズムの要素はここにも垣間見られた。とはいえ、近年、自治体の条約や湿地への理解が高まった結果、これまで少なかった沿岸干潟の登録湿地が増加し続けているなど、条約普及の進展は続いている。背景には、行政(環境省、自治体)、NGO、科学者(湿地、鳥類学)の間で密なポリシー・コミュニティが形成されていることが大きい。COP5を契機に湿地保全に関わる自然保護団体の活動が活性化したため、条約会議参加NGO数で日本はトップとなっている。このようなことは他の環境条約ではまず見られない。

1980年代に世界最大の熱帯木材輸入国として日本は国際的な非難を集めていた。国際熱帯木材機関を横浜に招致(1986年)する際には、日本は戦後荒れ果てた森林を植林により再生することに成功した国であり、その経験をもって途上国を支援できるとアピールしていた。しかしながら、日本のODAがマレーシアの森林伐採道路の建設に提供されるなど、言行不一致が目立った。国際的な非難が高まったことで、1989年には政府は熱帯木材の輸入を削減(北洋材に転換)し、また熱帯雨林の保全のために巨額のODAの提供を約束するなど、日本の対応は大きく変化した。現在も日本は森林ODAではOECD・DAC加盟国のなかでも突出した存在となっている。ITTOの熱帯林保全プロジェクト予算もほぼ日本の拠出で実施されている。ITTOまたは熱帯林保全のための日本の取り組みが継続的・進歩的に発展しているのは、海外の熱帯林の保全に関しては国内実施の法制度は関係せず、資金提供で対応が可能であったところが大きい。熱帯材も北洋材に転換することで国内需要をカバーすることが可能であった。他方で、違法木材の排除の取り組みは、欧米が通関時に合法性証明を要求するのに対して、日本のクリーンウッド法(2017年)は企業の自主的な取り組みを推奨するにとどまり、極めて緩やかなものとなった。国内法規制に関わる問題ではやはりリーガル・ミニマリズムとなることが確認された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 21
2. 論文標題 海底鉱物資源の探査・開発（Deep seabed mining）と環境影響評価：国際規範の発展動向と日本の現状・課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法政策学会雑誌	6. 最初と最後の頁 165 - 187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 23
2. 論文標題 グローバル化時代における国際環境法の機能：国内法秩序の「変革」・「調整」による地球規模の「公的利益」の実現	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 60-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yasuko Kameyama	4. 巻 21
2. 論文標題 Remaining Research Agendas in the Post-2020 Period under the Paris Agreement	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Global Environmental Research	6. 最初と最後の頁 3-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 168
2. 論文標題 国際政治から見た気候変動問題の行方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊環境技術会誌	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 38(5)
2. 論文標題 パリ協定で目指される長期ビジョンと政策パッケージ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 エネルギー・資源	6. 最初と最後の頁 246-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 2018年春号
2. 論文標題 気候変動対策をめぐる世界の動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境会議	6. 最初と最後の頁 32 - 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kameyama, Y., Kawamoto, A.	4. 巻 未定
2. 論文標題 Four intermediate goals: a methodology for evaluation of climate mitigation policy packages	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Climate Policy	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/14693062.2016.1258632	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子・田村堅太郎・高村ゆかり	4. 巻 9(1)
2. 論文標題 パリ協定はなぜ合意に至ったか? - シナリオ分析の検証	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 環境経済・政策研究	6. 最初と最後の頁 9-1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 5(1)
2. 論文標題 なにがすごかった!? COP21 -明日から活かせる総まとめ	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 サイエンスコミュニケーション	6. 最初と最後の頁 20-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 27(2)
2. 論文標題 パリ協定 2020年以降の国際制度の概要と残された課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 廃棄物資源循環学会誌	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 毛利勝彦	4. 巻 3
2. 論文標題 書評・カイ・モンハイム著『効果的な交渉マネジメントは多国間協力をどう促すか』	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 グローバルガバナンス	6. 最初と最後の頁 80-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 真田康弘	4. 巻 28(12)
2. 論文標題 世界が迫るウナギの取引規制 “反対派” 日本にあげられた「蟻の一穴」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Wedge	6. 最初と最後の頁 46-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 10
2. 論文標題 COP21までの地球温暖化問題に関する歴史と今後の行方：米中の動向を中心に	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 日立総研	6. 最初と最後の頁 12-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 2016年春号
2. 論文標題 十分な気候変動抑制の実現 - エミッション・ギャップはなくなるか	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 環境会議	6. 最初と最後の頁 136-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 27
2. 論文標題 パリ協定：2020年以降の国際制度の概要と残された課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 廃棄物資源循環学会誌	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 9(1)
2. 論文標題 書評・明日香壽川著『クライメート・ジャスティス：温暖化対策と国際交渉の政治・経済・哲学』	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 環境経済・政策研究	6. 最初と最後の頁 108-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.14927/reeps.9.1_108	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 5
2. 論文標題 なにがすごかった!? COP21: 明日から活かせる総まとめ	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 サイエンスコミュニケーション	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 太田宏	4. 巻 200
2. 論文標題 環境と資源問題をめぐる国際政治と日本	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 151-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.11375/kokusaiseiji.200_151	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 48(4)
2. 論文標題 日本の気候変動対策と生態系保全との間のトレードオフ・シナジーに関する包括的分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境情報科学	6. 最初と最後の頁 74-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 64(7)
2. 論文標題 低炭素社会実現に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ケミカルエンジニアリング	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 58
2. 論文標題 激しさを増す気候変動：COP25の課題は	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 外交	6. 最初と最後の頁 80 - 81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 59
2. 論文標題 COP25の成果と2030目標への課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 外交	6. 最初と最後の頁 76 - 79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 2020年春号
2. 論文標題 非国家主体の活動に希望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代の理論	6. 最初と最後の頁 4 - 9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀山康子	4. 巻 38
2. 論文標題 気候危機と日本	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 小日本	6. 最初と最後の頁 17 - 19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計47件（うち招待講演 15件 / うち国際学会 14件）

1. 発表者名 Takashi Fujiwara, Isao Sakaguchi, and Katsuhiko Mori
2. 発表標題 Japan's Forest Diplomacy and International Governance of Sustainable Development
3. 学会等名 18th Science Council of Asia Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Katsuhiko Mori
2. 発表標題 Japan's Diplomacy in Global Water Governance
3. 学会等名 60th International Studies Association Annual Convention (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Katsuhiko Mori
2. 発表標題 Competition and cooperation on environmental issues in Asia and the Pacific
3. 学会等名 ISA-Asia Pacific Conference 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Katsuhiko Mori
2. 発表標題 Competition and cooperation on environmental issues in Asia and the Pacific: From a Japanese Perspective
3. 学会等名 4th Baltic Alliance for Asian Studies Conference (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大久保彩子, 石井敦, 真田康弘
2. 発表標題 Why Anti-whaling Norms Fail to Preserve Whales : Three Hypotheses
3. 学会等名 環境経済・政策学会2019年大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Okubo
2. 発表標題 Japan's Response to Multilateral Negotiations on Antarctic MPAs
3. 学会等名 2018 Workshop on Marine Protected Areas (MPAs) in Korea, Japan, and the Antarctic / Korean Federation for Environmental Movement (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 真田康弘
2. 発表標題 海洋生物資源の持続可能な利用とCITES及び日本の対応
3. 学会等名 環境法政策学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 太田宏
2. 発表標題 グローバル・ガバナンス論とポスト・ポスト冷戦時代の国際秩序
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hiroshi Ohta
2. 発表標題 The Politics of Energy Transitions in Japan: The Analysis from the Aspects of Anticipatory Governance
3. 学会等名 ISA 's 60th Anniversary Convention (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 太田宏
2. 発表標題 将来予見型ガバナンスと日本のエネルギー選択の政治過程：新ESG研究アジェンダの事例研究
3. 学会等名 環境経済・政策学会2019年研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroshi Ohta
2. 発表標題 Why is Japan faltering in climate diplomacy: Explaining from the domestic politics of Japan 's energy and climate change policy
3. 学会等名 he 4th Conference of the Baltic Alliance for Asian Studies (BAAS) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 亀山康子、中島光博
2. 発表標題 国外の気候変動影響が国内企業の経済活動に及ぼす影響に関する企業意識調査
3. 学会等名 環境科学会2019年会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 パリ協定・SDGsを踏まえた気候変動対策の国際的潮流と自治体・企業等が果たすべき経済的・社会的役割
3. 学会等名 CAPS公開セミナー：気候変動・エネルギー問題と経済（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 気候変動問題：近況
3. 学会等名 シンポジウム「SDGs / グリーンファイナンス持続可能な社会へ向けた金融と官民の行動」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 パリ協定と気候変動適応策 国際的視点からの展望
3. 学会等名 第2回OECC橋本道夫記念シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 気候変動に関する国際交渉の歩み
3. 学会等名 県民大学講座地球温暖化がもたらす「+2の世界」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 2-1801 世界の気候変動影響が日本の社会・経済活動にもたらすリスクに関する研究
3. 学会等名 令和元年度環境研究総合推進費研究成果発表会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yasuko Kameyama
2. 発表標題 Implications of Climate Security for Japan
3. 学会等名 'Climate Change and Conflict in Oceania: Prevention, Transformation and the Enhancement of Community Resilience' Workshop in Tokyo（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yasuko Kameyama
2. 発表標題 Stimulating Climate Communications to Accelerate Climate-related Innovations
3. 学会等名 Innovation for Cool Earth Forum (ICEF) 2019, Tokyo（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 国際政治学から見た気候変動問題
3. 学会等名 公開シンポジウム「グローバル行政ネットワークと国際機関：地球と共生するためのガバナンスの在り方を模索して」（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大久保彩子
2. 発表標題 海洋保護区の設定に関する国際協力の動向：南極海の事例
3. 学会等名 日本海洋政策学会第9回年次大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 太田宏、宮崎麻美、亀山康子
2. 発表標題 ブラウンイシューにおける日本の環境外交の展開 オゾン・気候・BRS・水俣条約
3. 学会等名 日本国際政治学会2017年度研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Asami Miyazaki
2. 発表標題 Structure of Cooperation and Non-cooperation: Negotiations of Transboundary Air Pollution in Asia and the Pacific
3. 学会等名 Annual Conference of ISA Asia-Pacific (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 毛利勝彦
2. 発表標題 Effectiveness and Drivers of Japan's Biodiversity Diplomacy
3. 学会等名 Fifth Global International Studies Conference (WISC) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 阪口功・真田康弘・毛利勝彦
2. 発表標題 グリーンイシューにおける日本の環境外交の展開
3. 学会等名 日本国際政治学会2017年度研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 海底金属鉱物資源の探査・開発（DSM）と環境影響評価（EIA） 国際規範の発展動向と日本の現状・課題
3. 学会等名 環境法政策学会第21回学術大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Yasuko Kameyama
2. 発表標題 From Kyoto to Paris: evolution of climate governance and researches
3. 学会等名 IIASA YSSP: 40 years and Beyond (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 低炭素社会実現に向けたロードマップ開発
3. 学会等名 日本化学会関東支部講演会「カーボンニュートラル～化学が創る持続可能な社会～」(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 気候変動問題に関する国際制度研究
3. 学会等名 奈良女子大学理学部専門職論（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 地球温暖化とパリ協定後の世界の動向
3. 学会等名 経済産業省主催 CCSシンポジウム「CCSの今後を考える」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 持続可能な社会を目指して ～今、私達にできること～
3. 学会等名 埼玉県環境科学国際センター講演会『守ろう創ろう未来の環境～持続可能な社会とは～』（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 COP21と今後の課題
3. 学会等名 エネルギー・資源学会平成28年度第1回エネルギー政策懇話会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Kameyama, Yasuko
2. 発表標題 Japan's decisions on its GHG emission reduction targets
3. 学会等名 Joint adelphi-IGES Expert Workshop on Climate-fragility Risks in Japan: Implications from the Asia and Globe
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Mori, Katsuhiko
2. 発表標題 A Historical Constructivist Perspective on Japan's Environmental Diplomacy
3. 学会等名 International Studies Association Asia-Pacific Conference
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 太田宏
2. 発表標題 地球環境問題と日本の環境外交
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Asami Miyazaki
2. 発表標題 Japan's Green Justice: Its Practice and Reflection
3. 学会等名 British International Studies Association
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Koyano, Mari
2. 発表標題 Is transboundary Environmental Co-operation Based on Procedural Obligations Possible in the Asian Region? Gaps between Asian Practice & "Global" Trend
3. 学会等名 The 2016 DILA International Conference: Resolution and Prevention of International Environmental Disputes, organized by the Development of International Law in Asia (DILA) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 石井敦
2. 発表標題 日本の越境大気汚染外交と科学文献レビューとインタビューによる実証を中心として
3. 学会等名 環境経済・政策学会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 宮崎麻美
2. 発表標題 Japan's Green Justice: Its Practice and Reflections
3. 学会等名 British Annual Conference of International Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 太田宏
2. 発表標題 The Politics of Japan's Climate and Energy Policy: Politics without the Political Core
3. 学会等名 The 2016 NAJS Conference/NTNU Japan Seminar
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 Recent developments in climate change policy in Japan and a discussion of energy efficiency
3. 学会等名 Workshop: Key Regional Actors and Sector Opportunities for International Climate Change Cooperation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 亀山康子
2. 発表標題 気候変動レジームにおけるグローバル・ガバナンスの現状と課題
3. 学会等名 日本国際政治学会2015年度研究大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 真田康弘
2. 発表標題 南極海捕鯨事件：訟経緯にみる豪州勝訴の要因に関する検討
3. 学会等名 環境法政策学会2015年度学術大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 真田康弘
2. 発表標題 太平洋クロマグロの資源管理と国内的・国際的対応
3. 学会等名 環境経済・政策学会2015年度学術大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 真田康弘・石井敦
2. 発表標題 ICJ捕鯨裁判：訴訟の経緯とその含意
3. 学会等名 環境経済・政策学会2015年度学術大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 真田康弘
2. 発表標題 南極海捕鯨事件とその後：国際司法裁判所（ICJ）判決をどう評価するか：豪州勝訴の要因に関する考察と日本の捕鯨外交における含意
3. 学会等名 日本国際政治学会2015年度研究大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 Isao Sakaguchi
2. 発表標題 The Prospects and Limits of Private Sustainability Regulation: Japan 's Experiences
3. 学会等名 60th Anniversary JAIR Annual Convention (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計14件

1. 著者名 Terry Keating, Cristina Guerreiro, Frederick Ato Armah, Asami Miyazaki, Amit Pater, Kari DePryck, and Peter King	4. 発行年 2019年
2. 出版社 UN Environment	5. 総ページ数 742
3. 書名 UN Environment, Global Environmental Outlook, 6th edition	

1. 著者名 柳原 正治、森川 幸一、兼原 敦子編（児矢野マリ「第20章国際環境法」担当）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 484
3. 書名 プラクティス国際法講義 第3版	

1. 著者名 環境経済・政策学会（毛利勝彦・阪口功「環境外交」、児矢野マリ「水の保全に関する国際法」「原子力に関する国際規制」担当、）亀山康子「持続可能な発展」「実効性」「京都議定書」「気候変動とオゾン層保護」「国際制度決定過程におけるステークホルダー」、太田宏「環境安全保障」	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 752
3. 書名 環境経済・政策学事典	

1. 著者名 Kameyama, Yasuko	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 206
3. 書名 Climate Change Policy in Japan: From the 1980s to 2015	

1. 著者名 鎗目雅、亀山康子著、蟹江憲史編集	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 324（141-161担当）
3. 書名 持続可能な開発目標とは何か	

1. 著者名 真田康弘著、鶴田順編	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 216
3. 書名 海賊対処法の研究	

1. 著者名 太田宏	4. 発行年 2016年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 518
3. 書名 主要国の環境とエネルギーをめぐる比較政治：持続可能社会への選択	

1. 著者名 真田康弘	4. 発行年 2015年
2. 出版社 Organization for Regional and Inter-regional Studies, Waseda University	5. 総ページ数 151
3. 書名 Yasuhiro Sanada, A Repeated Story of the Tragedy of the Commons: A Short Survey on the Pacific Bluefin Tuna Fisheries and Farming in Japan	

1. 著者名 石井敦・真田康弘	4. 発行年 2015年
2. 出版社 東京書籍	5. 総ページ数 352
3. 書名 クジラコンプレックス	

1. 著者名 森晶寿・亀山康子編	4. 発行年 2015年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 208
3. 書名 グローバル社会は持続可能か	

1. 著者名 亀山康子	4. 発行年 2015年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 1-10 (208)
3. 書名 「序章 グローバル社会と持続可能な発展」森晶寿・亀山康子編『グローバル社会は持続可能か』	

1. 著者名 亀山康子	4. 発行年 2015年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 167-188 (208)
3. 書名 「気候変動政策のダイナミズム」新澤秀則・高村ゆかり編『気候変動政策のダイナミズム』	

1. 著者名 亀山康子	4. 発行年 2015年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 479-487 (498)
3. 書名 「11 環境保全に関する国際条約・国際会議」国立天文台編『環境年表』	

1. 著者名 阪口功	4. 発行年 2015年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 141-162 (208)
3. 書名 「7章 地球環境ガバナンスの理論と実際」森晶寿・亀山康子編『グローバル社会は持続可能か』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	毛利 勝彦 (Mori Katsuhiko) (00247420)	国際基督教大学・教養学部・教授 (32615)	
研究分担者	亀山 康子 (Kameyama Yasuko) (10250101)	国立研究開発法人国立環境研究所・社会環境システム研究センター・副研究センター長 (82101)	
研究分担者	宮崎 麻美 (Miyazaki Asami) (60579332)	熊本学園大学・経済学部・講師 (37402)	
研究分担者	太田 宏 (Ohta Hiroshi) (70288504)	早稲田大学・国際学術院・教授 (32689)	
研究分担者	真田 康弘 (Sanada Yasuhiro) (70572684)	早稲田大学・地域・地域間研究機構・客員次席研究員(研究院客員講師) (32689)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
連携 研究者	石井 敦 (Atsushi Ishii) (30391064)	東北大学・東北アジア研究センター・准教授 (11301)	
連携 研究者	児矢野 マリ (Koyano Mari) (90212753)	北海道大学・法学部・教授 (10101)	